

原子力防災担当者のための 訓練実務マニュアル

様式・作成事例
< 本部等運営訓練編 >
(試行版)

平成 3 1 年 3 月
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)付

添付資料

実務マニュアル<本部等運営訓練編>には、防護措置の実施方針の判断・実施を含む本部等運営訓練の企画・評価の実務に資するため、下記6種類の作成事例や様式を添付している。

別添 1	全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）	<作成事例>	P1 参照
-------------	---------------------------------	--------	-------

- ① 全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）について、泊地域での作成事例を示すもの。
- ② 平成30年度北海道原子力防災訓練（冬季要素訓練）では、泊 OFC 及び道災害対策本部において地震発生から全面緊急事態に至るまでの意思決定をシナリオ非提示により検証した。予め準備したひな型を活用し、訓練中の状況付与を踏まえた状況確認・内容修正、会議運営等の活動が行われた。
- ③ 本資料を参考に、各地域において防護措置の実施方針（ひな型）を予め準備・作成しておくための手順及び留意点等は、本マニュアル「1.1 訓練の前提となる準備」を参照のこと。

別添 2	「GE 実施方針の作成・運用」を検証する本部運営訓練 の設計シート	<作成事例>	P17 参照
-------------	--	--------	--------

- ① 必要となる状況付与、訓練目標のレベルに応じた阻害要因・期待する活動等、実践的な訓練とするための設計を行うことを目的としたシート。
- ② GE 実施方針案を OFC で中心的に作成・運用する本部等運営訓練を対象に、作成例を示している。
- ③ 本資料を参考に、実践的な訓練を設計していくための手順及び留意点等については、本マニュアル「1.2 訓練計画の策定」を参照のこと。

別添 3	「GE 実施方針の作成・運用」を検証する本部運営訓練 の状況付与一覧	<作成事例>	P19 参照
-------------	---	--------	--------

- ① GE 実施方針案を OFC で中心的に作成・運用する本部等運営訓練を対象に、必要となる状況付与のタイトル、発信元、付与先及び内容等を示した作成例。
- ② 本資料を参考に、訓練で必要となる状況付与を設計していく手順及び留意点等については、本マニュアル「1.3 訓練資料の作成」を参照のこと。

別添 4	本部運営訓練 評価要領	<様式>	P20 参照
-------------	--------------------	------	--------

- ① 防護措置の判断・実施を含む本部等運営訓練（図上訓練）において、訓練評価関係者に対して訓練前に配布・説明しておくべき資料の様式。
- ② 本資料に必要事項を記入し、評価要領を作成していく手順及び留意点等については、本マニュアル「3.1 事前準備」を参照のこと。

別添 5	オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素	<作成事例>	P30 参照
-------------	---	--------	--------

- ① オフサイトセンター運営活動全般を対象とした評価シートの作成例。
- ② 機能班ごとに整理した主要活動項目・実績目標及び活動検証要素に基づき、評価基準を整理している。
- ③ 本資料を参考に、各地域で実施する訓練のポイントを踏まえて評価基準を設定する手順及び留意点等については、本マニュアル「3.1 事前準備」を参照のこと。

別添 6	本部運営訓練 プロセス評価シート 【GE 実施方針の作成・運用】	<作成事例>	P58 参照
-------------	---	--------	--------

- ① 防護措置の実施方針の作成・運用を対象とした評価シートの作成例。
- ② 作成の着手、作成の指揮・進捗管理、状況確認・内容修正、案のセット、発動・実行管理というプロセスに沿って、評価基準を示している。
- ③ 本資料を参考に、各地域で実施する訓練のポイントを踏まえて評価基準を設定する手順及び留意点等については、本マニュアル「3.1 事前準備」を参照のこと。

全面緊急事態における 防護措置の実施方針（ひな型） < 作成事例 >

本資料は、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)を緊急時に円滑に作成することができるよう、「泊地域の緊急時対応」から関連箇所を抜粋した「ひな型」である。

実際の緊急時には、記載された内容の状況確認及び内容修正が必要となる点に留意して運用すること。

PAZ内住民がとるべき措置

北海道電力株式会社泊発電所から概ね5km圏(PAZ)における全ての住民を対象に、避難を実施(対象:2町村 2,298人)

<防護措置の基本的考え方>

1 安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ避難を実施

【泊村】

1 泊村の住民は、安定ヨウ素剤を服用し、自家用車及びバスを使用し、一時滞在場所(札幌市南区体育館)を經由して、札幌市内の避難先(アパホテル&リゾート<札幌>)に避難を実施

【共和町】

1 共和町の住民は、バス集合場所で安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難用車両(バス)により留寿都村内の避難先(兼一時滞在場所:ルスツリゾート)に避難を実施

UPZ内住民がとるべき措置

北海道電力株式会社泊発電所から概ね30km圏（UPZ）における全ての住民を対象に、屋内退避を実施（対象：13町村 74,649人）

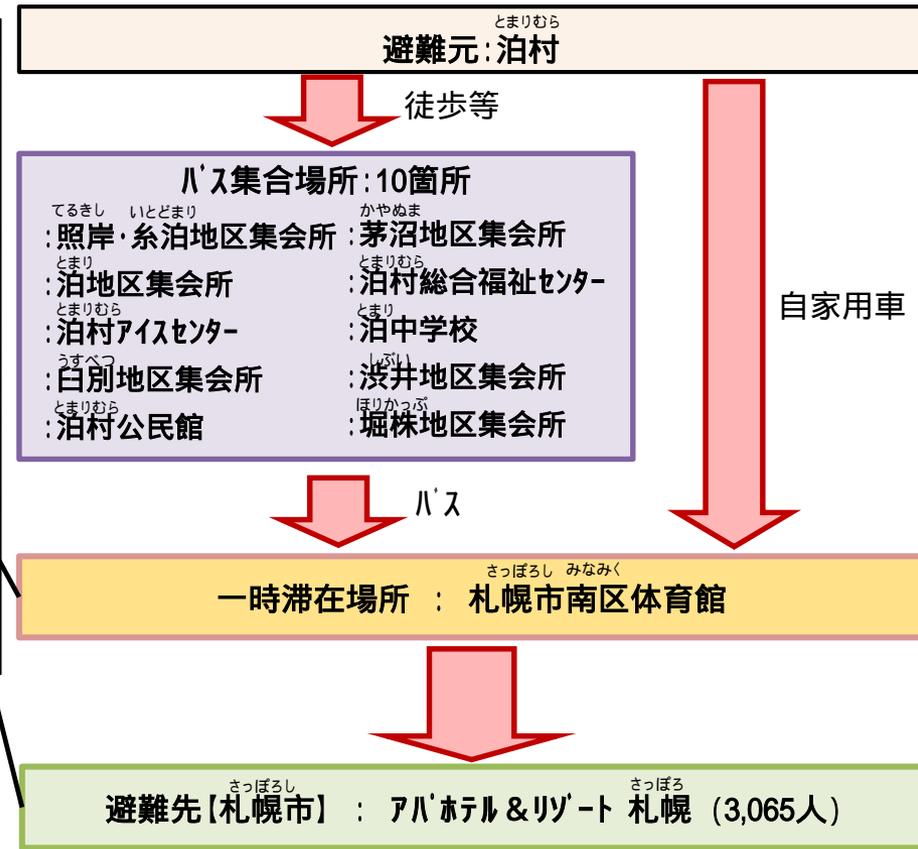
< 防護措置の基本的考え方 >

- 1 自宅での屋内退避を原則とするが、自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避を実施
- 1 UPZの自力で帰宅できない一時滞在者は、各町村の指示に従い、屋内退避を実施

関係町村名	PAZ内 (概ね5km圏内)		UPZ内 (概ね5～30km圏内)		合計	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
とまりむら 泊村	1,380人	740世帯	333人	187世帯	1,713人	927世帯
きょうわちょう 共和町	1,412人	703世帯	4,687人	2,195世帯	6,099人	2,898世帯
いわないちょう 岩内町	0人	0世帯	13,179人	6,990世帯	13,179人	6,990世帯
かまえないむら 神恵内村			897人	483世帯	897人	483世帯
すつつちょう 寿都町			402人	286世帯	402人	286世帯
らんこしちょう 蘭越町			4,887人	2,359世帯	4,887人	2,359世帯
ちょう ニセコ町			5,142人	2,630世帯	5,142人	2,630世帯
くつちゃんちょう 倶知安町			15,836人	8,539世帯	15,836人	8,539世帯
しゃこたんちょう 積丹町			2,179人	1,139世帯	2,179人	1,139世帯
ふるびらちょう 古平町			3,344人	1,854世帯	3,344人	1,854世帯
にきちょう 仁木町			3,363人	1,763世帯	3,363人	1,763世帯
よいちちょう 余市町			19,372人	10,001世帯	19,372人	10,001世帯
あかいがわむら 赤井川村			1,028人	499世帯	1,028人	499世帯
合計	2,792人	1,443世帯	74,649人	38,925世帯	77,441人	40,368世帯

人口：平成29年5月31日現在

- 泊村におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により札幌市の一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由し、避難先（アパホテル&リゾート 札幌）に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスで一時滞在場所を經由し、避難先に避難。



PAZ内地域	避難対象者	バス避難者数	自家用車避難者数
泊村	1,091人	449人	642人

()は収容可能人数

避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である

○ どの経路で避難を実施するか、また、何時時点の状況を明記

基本避難経路
国道229号→道道998号→
国道229号→国道5号→札幌自動車道

その他避難経路(1)
国道229号→道道998号→国道229号→国道5号→
〔道道753号→北後志東部広域農道→
道道36号→国道393号→
国道5号→札幌自動車道

基本避難経路
国道229号→道道818号→
道道269号→国道276号→
国道5号→札幌自動車道

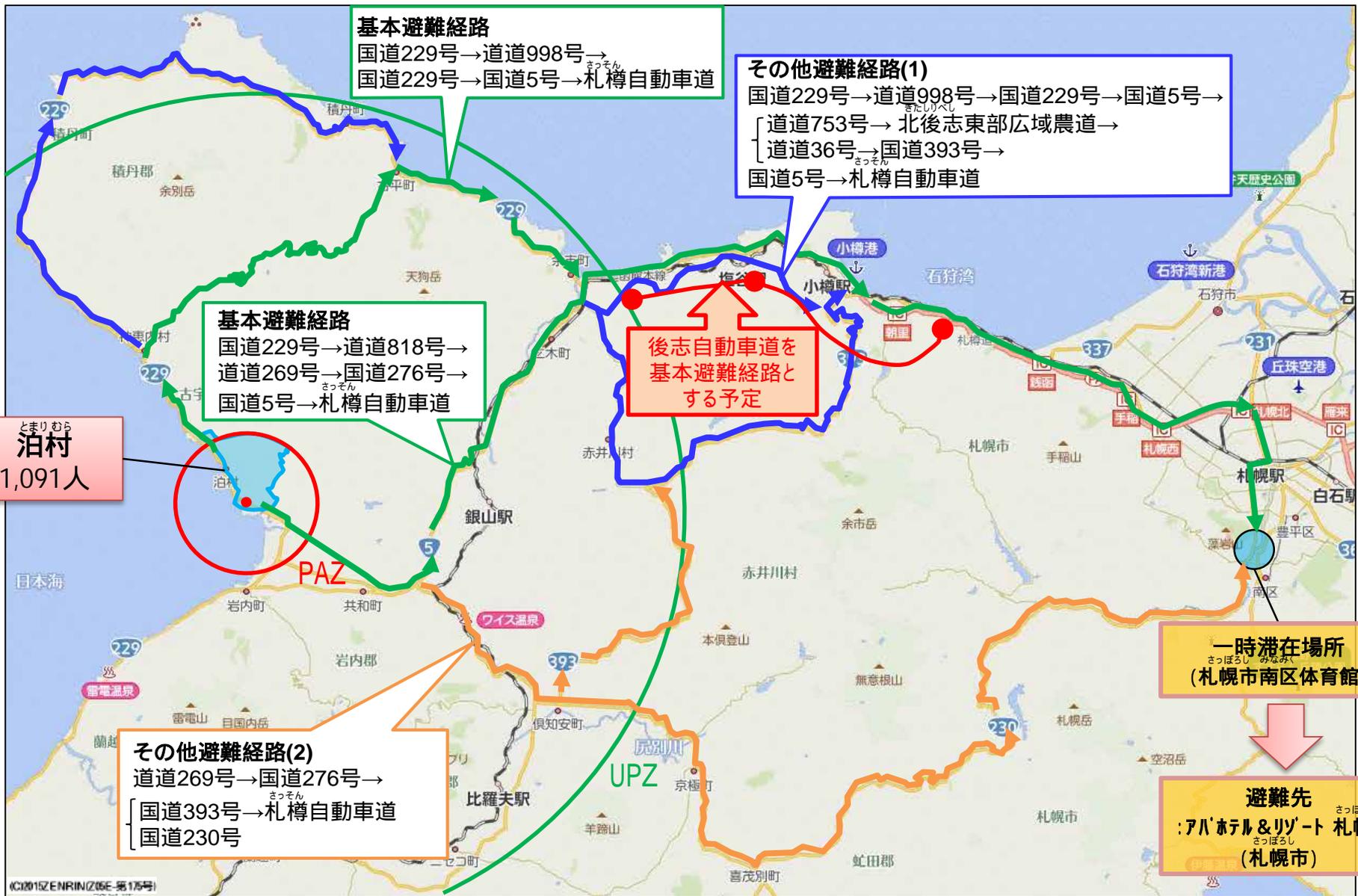
後志自動車道を
基本避難経路と
する予定

とまりむら
泊村
1,091人

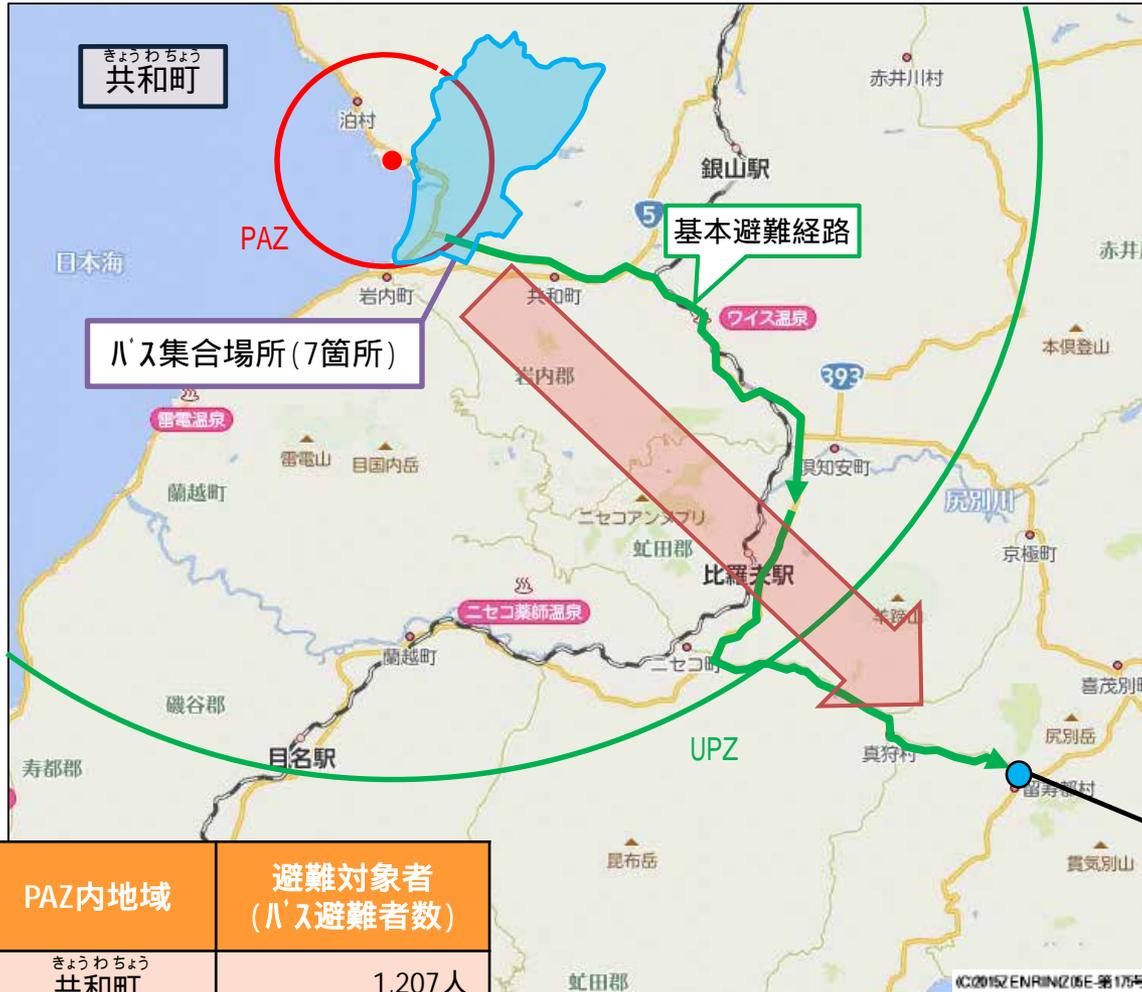
一時滞在場所
(札幌市南区体育館)

その他避難経路(2)
道道269号→国道276号→
〔国道393号→札幌自動車道
国道230号

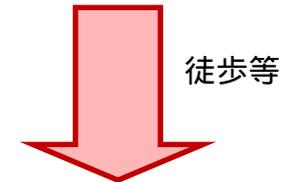
避難先
:アパホテル&リゾート 札幌
(札幌市)



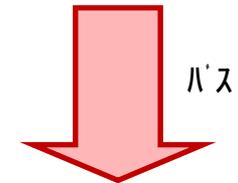
共和町におけるPAZ内の住民については、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより留寿都村の避難先(ルスツリゾート)に避難。



避難元: 共和町



- バス集合場所: 7箇所
- : 北電体育館
 - : 宮丘地区寿の家
 - : 北辰小学校
 - : 発足コミュニティセンター
 - : 発足克雪管理センター
 - : はまなす幼児センター
 - : ビシャムナイ会館



避難先 (兼 一時滞在場所) 【留寿都村】
: ルスツリゾート(4,488人)

() は収容可能人数

PAZ内地域	避難対象者 (バス避難者数)
共和町	1,207人

避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である

- 北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請
- 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保

町村名	バス 【要請先：北海道バス協会】			船舶 【要請先： - 】			航空機 【要請先： - 】		
	必要 台数	確保済 台数	不足 台数	必要 隻数	確保済 隻数	不足 隻数	必要 機数	確保済 機数	不足 機数
	手配状況			手配状況			手配状況		
泊村	16台	台	台						
共和町	35台	台	台						
合計	51台	台	台						

- 泊村では、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。平成29年5月21日現在、1,070人に配布済み。
- 事前配布できていない住民については、安定ヨウ素剤緊急配布場所となっているバス集合場所で受け取った上で避難を行う。



地区名	対象住民数	配布者数
ほりかつぶ 堀株地域	127人	108人
しぶい 渋井地域	196人	163人
かやぬま 茅沼地域	351人	287人
うすべつ 白別地域	182人	143人
第一地域	37人	33人
第二地域	104人	93人
第三地域	145人	133人
てるきし 照岸地域	120人	110人
合計	1,262人	1,070人

- 緊急配布場所: 10箇所**
- 照岸・糸泊地区集会所 (てるきし いとどまり)
 - 泊地区集会所 (とまり)
 - 泊村アイスセンター (とまりむら)
 - 白別地区集会所 (うすべつ)
 - 泊村公民館 (とまりむら)
 - 茅沼地区集会所 (かやぬま)
 - 泊村総合福祉センター (とまりむら)
 - 泊中学校 (とまり)
 - 渋井地区集会所 (しぶい)
 - 堀株地区集会所 (ほりかつぶ)

きょうわちょう

- 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、そのため、北海道とともにPAZ内住民を対象に安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事前問診を行っている。
- 平成29年5月25日現在、933人の事前問診を完了。



安定ヨウ素剤の緊急配布場所 (バス集合場所)	対象住民数	問診済住民数
みやあか 宮丘地区寿の家	81人	59人
ほくしん 北辰小学校	21人	14人
ビシャムナイ会館	65人	61人
はったり 発足コミュニティセンター	155人	145人
はまなす幼児センター	332人	250人
はったり 発足克雪管理センター	161人	117人
北電体育館	319人	287人
合計	1,134人	933人

PAZの避難

- 1 避難の実施にあたり、留意すべき事項があれば記載

避難を円滑に行うための対応策

- 1 PAZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、北海道、泊村、共和町及び北海道警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

避難所等の開設準備状況

- 1 泊村の一時滞在場所(札幌市南区体育館)及び避難先(アパホテル&リゾート 札幌)は開設済。
- 1 共和町の避難先(兼一時滞在施設:ルスツリゾート)は開設済。

避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 1 避難先で必要となる物資は、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と避難先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在場所及び避難先に搬送する。
- 1 北海道及び避難先自治体が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 1 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

- ∅ 自宅での屋内退避の実施を原則
- ∅ 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避等を実施

屋内退避を確実に行うための対応策

- 1 無用な被ばくをしないために、屋内退避の周知を徹底する。
- 1 以下、追記すべき事項があれば追記

必要となる物資の確保状況

- 1 関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施しているが、万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。
- 1 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 1 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

I 対象住民の避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。

(PAZ・UPZ共通)

- ü 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
- ü 現在、放射性物質は放出されていないため、各町村の指示に従い、落ち着いて行動すること。

(PAZ)

- ü 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

(UPZ)

- ü 屋内退避をする住民は、慌てずに各町村の指示に従い、自宅内または近隣の避難所で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。
- ü 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等での屋内退避等を実施すること。

「GE実施方針の作成」を検証する本部運営訓練の設計シート < 作成事例 >

訓練目標レベル

	訓練目標	状況想定例	阻害要因例
レベル1	予め準備した事項に基づき、緊急時の状況確認を行い、実施方針の決定・確認を行える。	単独事故	ほぼ無し
レベル2	予め準備した事項に基づき、地域社会・住民の動向、気象条件等を確認したうえで、緊急時の状況に即して実施方針の決定・確認を行える。	単独事故 + UPZ自主避難	道路渋滞、一時滞在者多数、大雨・暴風警報等
レベル3	被災による情報不足、要員・資機材不足等の制約条件下で、緊急時の状況に即して実施方針の決定・確認ができる。	複合災害(地震・津波)	拠点被災、道路不通、ブラックアウト
レベル4	(レベル3の状況に加え)より厳しい不測事態に直面しても、実施方針の決定・実行管理等の適切な対応がとれる。	複合災害(地震・津波) + その他	交通事故、燃料不足・SS渋滞、急速進展

「実施方針の作成」に必要な状況付与、阻害要因の例

実施方針案の作成プロセス		状況付与	訓練目標レベル1	訓練目標レベル2以上			
活動検証要素	内容		期待する活動 (OFCに要員参集できない場合、道府県本部)	阻害要因	期待する活動		
[1] 作成の着手	ERCオフサイト総括の要請を受けてGE実施方針案の作成に着手する。	・10条通報 ・ERCオフサイト総括からの作成要請	活動内容のとおり	・UPZ自主避難が開始されている ・国から要請文が届かない ・道府県庁、市町村役場、OFC等の拠点被災	交通対策・広報の優先実施 自治体側で実施方針の準備を先行 代替拠点の立上		
[2] 作成の指示・進捗管理	班長・副班長は、GE実施方針案の作成のための活動指示・進捗管理を行う。		活動内容のとおり	・急速進展事態において資料作成のいとまがない ・要員が不足している ・報告される情報の信頼性が低い	予め準備するひな型の活用 時間目標、対応優先順位の明確化 役割分担の割り振り、他班応援要員の融通 内容チェック、情報の確認・訂正		
	徐々に参集する要員に対し、情報共有や役割分担の再調整を行う。	・国要員の派遣状況	活動内容のとおり				
	実施方針案の作成状況について、実施方針案の作成状況について、内容のチェック、適時の国への報告・連絡調整を行う。	・事故対策本部(ERC)からの問い合わせ	住民安全班 事故対策本部(ERC)				
[3] 状況確認 ・内容修正	基礎情報	実施方針の作成にあたり、ベースとなる下記情報の収集・整理を行う。 ・自然災害による周辺地域の被害状況 ・自然災害への国、道府県、市町村、実動組織による対応状況 ・気象情報、PAZ・UPZ内の地域住民の動向 など	・自然災害による被害状況、対応状況 ・気象情報、PAZ・UPZ内の地域住民の動向 ・道府県本部会議資料 ・ERCとりまとめ報	住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 住民安全班 OFC内他機能班 など	・市町村の情報が集まらない ・人命救助優先により、原子力災害対応が進められない (急速事態進展)	道府県本部との連携(自然災害の対応スキームの活用)	
	対象者数	PAZ・UPZ市町村へ、対象人数及び対象世帯数の確認を実施する。 ・一時滞在者の把握 ・SE要避難者の避難状況の考慮(PAZ内対象人数から除外が必要)	・PAZ・UPZ市町村内の対象人数 ・SE要避難者の避難状況	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部	・市町村との連絡途絶 ・確認を依頼したが回答が得られない ・想定を超える避難需要(大規模イベント時の発災等) ・SE要避難者の避難が進んでいない	予め準備するひな型の活用(概数を使用) イベント主催者との連絡調整 SE要避難者を合わせて実施方針案を作成	
		PAZ・UPZ市町村からの回答をもとに、内容の修正を実施する。		[ひな型P4に反映]			
	PAZ 防護措置	避難の実施計画	PAZ市町村へ、下記事項を確認する。 ・バス集合場所の使用可否、可の場合には開設準備状況 ・避難先の使用可否、可の場合には開設準備状況 計画変更が必要な場合の代替策を立案する。 確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。	・バス集合場所、避難先等の使用可否、開設準備状況	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部	・集合場所が利用できない/利用に制約がある ・避難先が利用できない/利用に制約がある ・離島(PAZ等に準じた区域)の波浪警報	代替策の立案・調整 気象情報・自然災害の被災を考慮した避難方針の検討
		避難経路	各関係機関へ、下記事項を確認する。 ・避難経路に関する通行不能箇所の有無 ・有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処 予定していた避難経路が使用できない場合の代替策を立案する。 確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。	・避難経路に関する通行不能箇所の有無	住民安全班 道路管理者 住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 住民安全班 (PAZ市町村連絡員) PAZ市町村本部 住民安全班 PAZ市町村	・避難経路が利用できない/利用に制約がある ・地震によりPAZで孤立集落が発生している	代替策の立案・調整 実動機関への支援要請
		移動手段	移動手段の確保状況を確認する。 ・バスの調達可能台数、乗車場所・避難経路・輸送先 ・バスによる円滑な避難のための措置(運転手等の放射線防護対策、給油体制の確保等) ・バス以外の移動手段(船舶、航空機等) 道府県内で輸送手段を確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備として、実動組織への支援要請を行う。 確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。	・バス協会における準備状況 ・船舶等の確保状況	住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 協定先等	・手配可能なバス等の輸送手段が不足 ・燃料不足のため、バス等が運行できない ・バス等に添乗する職員が不足 ・バス等の運転士が不足	代替策の立案・調整 国・実動機関への支援要請 バス等による円滑な避難のための措置
	安定ヨウ素剤	PAZ市町村へ、下記事項を確認する。 ・バス集合場所での安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合には準備状況 ・自家用車避難者に対する安定ヨウ素剤の配布場所(最寄りのバス集合場所)	・安定ヨウ素剤の緊急配布場所の使用可否、準備状況	医療班 (PAZ市町村連絡員) PAZ市町村本部	・事前配布済だが紛失してしまった住民からの問合せ ・緊急配布に従事する医師、薬剤師が不足 ・保管場所から持ち出せず、緊急配布できない ・安定ヨウ素剤の有効期限が切れている	医療班との連携 代替策の立案・調整	
		確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。		[ひな型P10・11に反映]			

実施方針案の作成プロセス		状況付与	訓練目標レベル			
活動検証要素	内容		訓練目標レベル1	訓練目標レベル2以上		
			期待する活動 (OFCに要員参集できない場合、道府県本部)	阻害要因	期待する活動	
	留意事項	PAZ避難の実施にあたり、留意すべき事項を確認・調整する。		住民安全班 事故対策本部(ERC)	<ul style="list-style-type: none"> ・停電等により、信号や道路表示板などが使用できない ・備蓄物資が消費期限切れのため、住民に配布できない ・燃料切れ等により、バス等の輸送ができない ・放射線防護施設の燃料切れ 	実動機関(警察)への交通対策の実施要請 国への支援要請(物資・燃料等) 電力事業者への停電の優先復旧要請
		避難を円滑に行うための対応策を、確認・調整する。 ・ヘリからの映像伝送による道路渋滞の把握、・避難車両の誘導 ・主要交差点等における交通整理・誘導・規制 ・交通情報板等を活用した広報等の交通対策	・警察機関による交通対策状況	住民安全班 警察 住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部		
		避難所等の開設準備状況を、確認・調整する。[再掲]	・バス集合場所、一時滞在所、避難先の使用可否、開設準備状況	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部		
		避難先で必要となる物資等の確保状況を、確認・調整する。 ・避難先であるホテルからの生活物資の提供 ・災害時協定締結事業者からの流通備蓄の提供 ・避難先自治体による備蓄の提供	・避難先における物資確保状況 ・協定締結事業者における対応状況	住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部		
		物資・燃料が不足する場合の対応として、国へ要請を行う。		住民安全班 事故対策本部(ERC) 物資関係省庁(総務省・厚労省・農水省・経産省)		
		確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。		[ひな型P12・13に反映]		
UPZ防護措置 実施計画	留意事項	UPZ市町村へ、下記事項を確認する。 ・(自宅にて屋内退避の実施が困難な場合に備え)近隣の指定避難所等の開設有無、開設している場合には箇所数とその名称 ・観光客等一時滞在者の状況確認	・UPZ市町村における近隣の指定避難所等の開設状況 ・観光客等一時滞在者の状況	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部	自宅等で屋内退避を実施できない場合において、近隣の避難所が利用できない/利用に制約がある	民間施設での受け入れ要請
		確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。		[ひな型P14に反映]		
	留意事項	屋内退避を確実にするための対応策を確認・調整する。		住民安全班 事故対策本部(ERC)	<ul style="list-style-type: none"> ・UPZ自主避難が開始されている ・自然災害による被災で、近隣の避難所が利用できない/利用に制約がある ・自然災害による被災で、停電が長期化する見込み(停電地域での生活がいつまで続くのかという住民問合せ) 	屋内退避の効果の分かりやすい説明 国への支援要請(物資・燃料等) 電力事業者への停電の優先復旧要請
		屋内退避先で必要となる物資の確保状況を、確認・調整する。 ・関係市町村における食料及び生活物資等の備蓄状況 ・道府県内の全市町村、協定締結事業者からの食料及び生活物資等の融通・供給	関係市町村における食料及び生活物資等の備蓄状況	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部		
		物資が不足する場合の対応として、国へ要請を行う。		住民安全班 事故対策本部(ERC) 物資関係省庁(総務省・厚労省・農水省・経産省)		
		確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施する。		[ひな型P15に反映]		
対象住民への周知に当たっての考慮事項	一般住民の避難等の指示の広報において、留意すべき事項を確認・調整する。 共通：複数手段による住民への確実な周知、放り出し、落ち着いた行動の呼びかけ PAZ：自家用車避難における近隣住民との乗り合わせの推奨 UPZ：自宅内又は近隣避難所での屋内退避			住民安全班 事故対策本部(ERC) 住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を実施する職員が不足 ・(停電等により)防災行政無線や個別受信機が使用できない ・住民相談窓口で電話が繋がらないと、住民からの問合せが殺到 	屋内退避の効果の分かりやすい説明 多様なチャネルを活用した広報の実施調整
[4] 案のセット	現地事故対策連絡会議に「GE実施方針(案)」を提示し、関係機関の合意を得る。	・現地事故対策連絡会議の開催予定通知	現地事故連にて案を提示		・中央又は首長の合意が得られない	会議前の事前調整
[5] 実行管理	緊急事態宣言を受けてGE実施方針の発動が決定された後、実施方針に基づく避難等の実施状況の実行管理に着手したか。	・15条通報 ・緊急事態宣言・公示文・指示文・安定ヨウ素剤服用指示文	合対協にて実施方針が発動となることを確認 その後、班内活動開始指示		<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の発動時点で状況が急変 ・安定ヨウ素剤を服用後、体調不良を訴える人 ・避難拒否者 ・バス等で移動中の体調不良を訴える人 	実施方針の修正 実施段階での状況集約、不測事態への対応
	避難行動中の不測事態等への対応、必要に応じた実施方針の修正等を行っているか。	・住民広報の実施状況 ・住民避難の実施状況	住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 住民安全班 OFC内他機能班 住民安全班 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)など	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に到着後、自宅に忘れ物を取りに帰りたいと希望する人 ・安否確認できない住民を確認 ・PAZ内に窃盗目的で侵入しようとしている者 ・SSやコンビニ・スーパーなどで長蛇の列 		

「GE実施方針の作成」を検証する本部運営訓練の状況付与一覧 <作成事例>

No.	区分	時刻	付与情報概要	発信元	付与担当	付与先	付与方法	発信・連絡要旨	添付資料	プレーヤーに期待される動き	コントローラー対応要領	備考
[1] 作成の着手に関するもの												
	指示		全面緊急事態における防護措置の実施方針の作成要請	ERC住民安全班	OFCコントローラー	OFC住民安全班	活動情報システム	オフサイト総括より、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の検討に着手するよう指示があった。 OFCでは、関係機関と連携のうえ、「全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）」をもとに状況を確認し、必要に応じて内容を修正願う。 なお、作成した資料は、現地事故対策連絡会議での確認と並行して、ERCへも送付すること		班長会議等を開催し、作成に係る段取りを確認		
	指示	上記の付与後	指示文（案）、公示文（案）の確認	ERC住民安全班	OFCコントローラー	OFC住民安全班 道府県災対本部 市町村災対本部	活動情報システム/統合原子力防災NWFA	指示文（案）、公示文（案）を確認してください。	・指示文（案） ・公示文（案） ・緊急事態宣言（案）	住民安全班が内容確認		
[2] 作成の指示・進捗管理に関するもの												
	連絡		全面緊急事態における防護措置の実施方針の作成状況	ERC住民安全班	OFCコントローラー	OFC住民安全班	活動情報システム	「全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）」の作成状況について、報告願う。		「状況確認中」なのか、「内容修正中」なのか、「案のセット中」なのかを回答		
[3] 状況確認・内容修正に関するもの												
	連絡		全面緊急事態における防護措置の実施方針に関する基礎情報	ERC住民安全班	OFCコントローラー	OFC住民安全班	電話/FAX	「全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）」のうち、国が確認することとなっている箇所に関する状況を報告する。 [泊地域（ひな型）の例] ・PAZ内住民がとるべき措置に関する留意事項 ・UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項 ・対象住民への周知に当たっての考慮事項	回答に必要な資料を添付	状況確認結果をもとに、内容修正要否の判断	プレーヤーから情報収集依頼があった場合にのみ回答	
	連絡		全面緊急事態における防護措置の実施方針に関する基礎情報	実動機関	OFCコントローラー	OFC実動対処班	電話/FAX	「全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）」のうち、国（実動機関）が確認することとなっている箇所に関する状況を報告する。 [泊地域（ひな型）の例] ・移動手段の確保状況	回答に必要な資料を添付	状況確認結果をもとに、内容修正要否の判断	プレーヤーから情報収集依頼があった場合にのみ回答	
	連絡		全面緊急事態における防護措置の実施方針に関する基礎情報	関係省庁	OFCコントローラー	OFC住民安全班など	電話/FAX	「全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）」のうち、国（関係省庁）が確認することとなっている箇所に関する状況を報告する。 [泊地域（ひな型）の例] ・PAZ内から避難先までの主な経路	回答に必要な資料を添付	状況確認結果をもとに、内容修正要否の判断	プレーヤーから情報収集依頼があった場合にのみ回答	
	連絡		全面緊急事態における防護措置の実施方針に関する基礎情報	道府県	OFCコントローラー	道府県現地災対本部	電話/FAX/メール	「全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）」のうち、道府県が確認することとなっている箇所に関する状況を報告する。 [泊地域（ひな型）の例] ・PAZ内から避難先までの主な経路 ・移動手段の確保状況 ・PAZ内住民がとるべき措置に関する留意事項 ・UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	回答に必要な資料を添付	状況確認結果をもとに、内容修正要否の判断	プレーヤーから情報収集依頼があった場合にのみ回答	
	連絡		全面緊急事態における防護措置の実施方針に関する基礎情報	市町村	OFCコントローラー	道府県現地災対本部	電話/FAX	「全面緊急事態における防護措置の実施方針（ひな型）」のうち、市町村が確認することとなっている箇所に関する状況を報告する。 [泊地域（ひな型）の例] ・対象者数 ・PAZ内住民避難の実施計画 ・PAZ内から避難先までの主な経路 ・移動手段の確保状況 ・PAZ内における安定ヨウ素剤の予防服用に関する事項 ・PAZ内住民がとるべき措置に関する留意事項 ・UPZ内における屋内退避の実施計画 ・UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	回答に必要な資料を添付	状況確認結果をもとに、内容修正要否の判断	プレーヤーから情報収集依頼があった場合にのみ回答	
[4] 案のセットに関するもの												
	連絡		情報共有に係るテレビ会議の開催案内	ERC住民安全班	OFCコントローラー	OFC道府県災対本部 市町村災対本部	活動情報システム/電話/FAX	全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）」の確認のためのテレビ会議を時 分 分から開催の旨、連絡	全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）	それぞれの組織体の指揮者への報告、会議への出席依頼	OFCから「全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）」を受領後	
[5] 実行管理に関するもの												
	指示		全面緊急事態における防護措置の実施状況の報告依頼	ERC住民安全班	OFCコントローラー	OFC住民安全班	活動情報システム	防護措置の実施状況は定期的に取りまとめ、報告してください。		道府県 / 市町村への報告依頼		
	指示		全面緊急事態における防護措置の実施状況の報告依頼	ERC医療班	OFCコントローラー	OFC医療班	活動情報システム	防護措置の実施状況は定期的に取りまとめ、報告してください。		道府県 / 市町村への報告依頼		
	連絡		住民広報状況の報告	市町村	OFCコントローラー	市町村現地災対本部	電話/NWFA	住民への広報実施状況の連絡	報告に必要な資料を添付	道府県 / 国への報告		
	連絡		住民避難状況の報告	市町村	OFCコントローラー	市町村現地災対本部	電話/NWFA	PAZ内避難住民の避難状況報告	報告に必要な資料を添付	道府県 / 国への報告		
	連絡		住民屋内退避状況の報告	市町村	OFCコントローラー	市町村現地災対本部	電話/NWFA	UPZ内屋内退避の状況報告	報告に必要な資料を添付	道府県 / 国への報告		
	連絡		安定ヨウ素剤配布状況の報告	市町村	OFCコントローラー	市町村現地災対本部	電話/NWFA	PAZ内避難住民への安定ヨウ素剤配布状況の報告	報告に必要な資料を添付	道府県 / 国への報告		

本部運営訓練 評価要領 <様式>

1. 評価目的

県原子力防災訓練（図上訓練）において、防災関係機関が事態の進展に応じて行う応急対策に係る活動状況を評価することにより、次回以降の訓練に向けた課題等を把握・整理し、今後の原子力防災及び訓練方法の継続的改善に資することを目的とする。

なお、評価の実施に当たっては、内閣府作成の「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイドンス」（H30.3.20版）を参照する。

2. 評価期間及び評価場所

平成3X年Y月Z日（ ）9：00～17：30

3. 訓練の概要

「 県原子力防災訓練（図上訓練）の実施について 」のとおり。

4. 重点評価項目

オフサイトセンター運営訓練

- ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等）
- ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理
- ・ 各機能班相互の情報共有
- ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFCが中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認
- ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催
- ・ 情報共有に係るテレビ会議を開催 [ERC（官邸：模擬） - 都道府県庁 - OFC - 市町村] し、防護措置の実施方針の確認・調整

が適切に実施されているかを確認する。

5. 評価方法

自己評価（訓練参加者、防災関係機関）及び外部評価（評価員、専門家）により、訓練参加者の活動内容及び訓練方法の評価を行う。

（1）自己評価

自己評価は、訓練参加者の振り返り（別紙1）、防災関係機関の自己評価（別紙2）により訓練における良好な事項及び助長策、改善すべき事項及び今後の対策等を抽出する。

（2）外部評価

外部評価は、評価員（外部委託業者）及び専門家（内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁）により外部評価対象訓練について行う。この場合において、評価員及び専門家は、訓練参加者の活動について、訓練評価チェックシート（別紙3）を参照の上、活動状況を活動記録票（別紙4）に記録し、評価調書（別紙5）により評価を行う。

6．訓練項目ごとの評価方法

区分	訓練項目	評価方法	備考
図上 訓練	災害対策本部等設置運営訓練	自己評価	防災関係機関の自己評価
	オフサイトセンター運営訓練	外部評価	評価員評価 専門家評価
		自己評価	訓練参加者の振り返り 防災関係機関の自己評価
	緊急時通信連絡訓練	自己評価	防災関係機関の自己評価

7．訓練方法の評価

訓練方法の評価（自己評価を含む。）は、訓練の前提事項（ 県原子力防災訓練（図上訓練）の実施について」等を参照）に基づき訓練が実施されていたか、各訓練項目の目的に沿ったシナリオ、状況付与であったか、ブラインド訓練として実施されていたことなどについて留意して評価する。

8．外部評価に係る評価体制

（1）評価員による評価

外部評価対象訓練	評価者	評価場所
オフサイトセンター運営訓練		
総括班		オフサイトセンター
運営支援班		
住民安全班		
実動対処班		
広報班		
医療班		
プラントチーム		
E M C ・放射線班		
道府県現地災対本部		

（2）専門家による評価

オフサイトセンター運営訓練の評価を行う。

9．評価結果のとりまとめ

道府県は、各訓練拠点の訓練参加者の振り返り（別紙1）、防災関係機関の自己評価（別紙2）及び評価調書（別紙5）をとりまとめ、良好事項、改善事項を整理し、訓練実施結果報告書に反映する。

なお、オフサイトセンター運営訓練に係る外部評価については、今後の評価方法の改善等に資するため、事後検討会を訓練翌日に××において開催する。

主な振り返り項目について

○ オフサイトセンター運営訓練

参集直後の状況の把握ができていたか

班長の指示は適切であったか

班内の役割分担は適切であったか

機能班内の情報共有ができていたか

機能班間の情報共有（班長会議の開催など）ができていたか

オフサイトセンター内の情報共有は適切であったか（館内放送・モニター表示など）

状況付与に対して適切に対応できていたか

会議資料は作成できていたか

防護措置の実施方針の作成はできていたか

防護措置の実施状況の把握はできていたか

県原子力防災訓練(図上訓練)関係機関自己評価調書

提出機関名: _____

1. 参加した訓練の評価

訓練項目	良好な事項又は 改善すべき事項	助長策又は 今後の対策	備考

2. 訓練方法の評価

訓練項目	良好な事項又は 改善すべき事項	助長策又は 今後の対策	備 考

訓練方法の評価に当たっては、評価要領7の項を参照のこと。

訓練方法の評価

訓練の前提事項に基づき訓練が実施されていたか、各訓練項目の目的に沿ったシナリオ、状況付与であったか、ブラインド訓練として実施されていたことなどについて留意して評価を行う。

県原子力防災訓練(図上訓練) 評価チェックシート
【 班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	(訓練目標を記載)
------	-----------

主要活動項目	(訓練における当該班の主要活動項目を記載)
--------	-----------------------

活動検証要素に基づくプロセス評価基準	(訓練における当該班の活動検証要素に基づくプロセス評価基準を記載) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割 施設敷地緊急事態における役割 全面緊急事態における役割
--------------------	---

県原子力防災訓練(図上訓練)評価調書

評価員氏名: _____

1. 訓練の評価

訓練項目	良好な事項又は 改善すべき事項	助長策又は 今後の対策	備考

2. 訓練方法の評価

訓練項目	良好な事項又は 改善すべき事項	助長策又は 今後の対策	備 考

訓練方法の評価に当たっては、評価要領7の項を参照のこと。

訓練方法の評価

訓練の前提事項に基づき訓練が実施されていたか、各訓練項目の目的に沿ったシナリオ、状況付与であったか、ブラインド訓練として実施されていたことなどについて留意して評価を行う。

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

別添 5

本資料は、オフサイトセンター運営における主要活動項目・実績目標・活動検証要素を機能班別に整理し、そのうえで「GE実施方針の作成・運用」を主眼とする訓練で特に重点を置く活動検証要素やチェックポイントを例示したものである。本資料に基づく機能班別の評価チェックシートは「別紙」を参照のこと。

(1) OFC総括班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな型をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	<AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ
総括班	総括担当業務	情報連絡のハブとなり、総合調整を効果的に行うことで、OFC活動全体のコントロールを行う。	現地対策本部長、副本部長等の補佐業務 原子力災害合同対策協議会の運営・事務 原子力災害合同対策協議会の決定事項の関係機関への伝達 現地各機能班の情報の集約及び総合調整 関係機関からの防災活動状況、被害状況等の情報の取りまとめ及び防災活動状況等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構への支援要請に関するERCチーム総括班への要請依頼 その他重要事項に関する総合調整 原災本部長の指示等の現地本部の各機能班、地方公共団体、関係機関等への周知 官邸チーム総括班、ERCチーム総括班、道府県・市町村災害対策本部との連絡・調整	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック <共通> 機能班長会議の招集 <AL> ERC-OFC-道府県-PAZ市町村の情報共有TV会議（AL2通報受信後） <SE> 現地事故連の開催時期・アジェンダ設定（副知事到着後、内閣府副大臣到着後） <GE> 合対協の開催時期・アジェンダ設定（緊急事態宣言後、実施方針発動後）
	記録担当業務	OFCに集まる情報を迅速かつ正確に整理・記録する。	現地本部における資料管理保存、議事録作成等 現地本部各機能班の情報の集約、記録 現地本部における各事象のクロノロジーの作成	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(2) OFC運営支援班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック ----- <AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ -----
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	
運営支援班	運営支援業務	OFCにおける業務環境整備など後方支援を適時に行う。	対策等拠点施設的环境整備 対策等拠点施設参集者の食料等の調達 対策等拠点施設の衛生管理 対策等拠点施設における各種通信回線の確保 その他対策等拠点施設における業務環境の整備に関すること	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(3) OFC広報班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック ----- <AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ -----
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	
広報班	総括担当業務	中央の広報班と密に連携し、現地における記者会見や問合わせ対応等を混乱なく行う。	現地本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成 現地の記者からの問合わせ対応 官邸チーム広報班及びERCチーム広報班との情報連絡	
	問合わせ担当業務	一般からの問合わせへの対応が混乱なく実施できるよう、地方公共団体を円滑にサポートする。	地方公共団体が実施する一般の方からの問合わせ対応支援	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(4) OFCプラントチーム

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック ----- <AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	<SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ -----
プラントチーム	総括担当業務	プラント情報（事故状況、進展予測、対処方針等）を収集・整理し、OFC各機能班や地方公共団体へ適時かつ分かりやすく説明する。	E R C チームプラント班との情報共有 プラント状況に関する現地での地方公共団体等の説明 現地各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(5) OFC放射線班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	<AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ
放射線班	総括担当業務	放射線データ及びモニタリング活動の情報を一元的に集約し、迅速かつ正確に共有する。	緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成 現地各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整	
	放射性物質汚染対策担当業務	除染等の措置及び汚染された廃棄物の処理を円滑に行うため、調整機能を発揮する。	除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(6) OFC住民安全班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	<AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ
住民安全班	総括担当業務	住民避難、緊急輸送等が必要なタイミングで迅速かつ混乱なく実施できるよう、情報の集約と実施方針の策定支援等を行う。	災害に関する情報の収集、整理 住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 現地各機能班への住民安全班に関する情報の共有 官邸チーム住民安全班及びERCチーム住民安全班との情報共有・調整 施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援 気象情報の提供・解説	ハイライト箇所を重点に実施有無、十分性をチェック <AL> SE要避難者の避難準備状況を確認・調整 <SE> SE要避難者の避難実施状況を確認・調整 / GE防護措置の実施方針案の作成（ ） <GE> PAZ一般住民の避難実施状況を確認・調整
	住民避難・輸送担当業務	防護措置の実施方針案の作成を含め、住民避難、緊急輸送等が必要なタイミングで迅速かつ混乱なく実施できるよう、調整機能を発揮する。	住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整 緊急輸送関係省庁の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼 緊急輸送に係る優先順位に関する調整 緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 交通規制等の状況の把握及び調整 自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況の把握	（ ）予め準備した実施方針案のひな形を活用し、状況確認・内容修正し、訓練中のX時間の活動で案を作成 「実施方針案の作成・運用」を主要活動項目とした場合のプロセス評価については【別添6】のシートを活用
	施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務	施設敷地緊急事態要避難者の避難について、必要なタイミングで迅速かつ混乱なく実施できるよう、調整機能を発揮する。	施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する調整	
	住民支援・要望対応担当業務	地域からの要望を集約し、効果的な支援につなげるよう、調整機能を発揮する。	避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 地方公共団体の要望のERCチーム住民安全班への伝達 ERCチーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 関係機関からの支援申出への対応 社会秩序の維持に関する調整 被災地方公共団体への支援要員派遣	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(7) OFC医療班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。
訓練のポイント	<p>[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築</p> <p>[2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブラインド型訓練）</p> <p>[3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施</p> <p>[4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正</p>

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正
 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示

実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント
機能班共通	機能班設置	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック
	基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	<AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ
医療班	総括担当業務	現地の被ばく医療活動全般の情報集約を行い、総合調整機能を発揮する。	被ばく医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成 現地各機能班への医療班に関する情報の共有 官邸チーム医療班及びERCチーム医療班との情報共有・調整	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック （防護措置の実施方針案について住民安全班と連携）
	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務	被ばく医療活動・避難退域時検査等について、必要なタイミングで迅速かつ混乱なく実施できるよう、調整機能を発揮する。	被ばく医療に係る医療チーム要員の派遣先の調整支援 関係機関における、被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう必要に応じて支援 県災害対策本部等に対する被ばく医療に関して指導・助言 避難所等に設置された救護所等において避難住民の汚染の測定、除染等の支援等 放射線管理、除染等の要員・資機材の支援について、ERCチーム医療班に依頼、関係機関に要請・調整 避難住民の被ばく状況の把握に努め、ERCチーム医療班に報告	
	安定ヨウ素剤担当業務	安定ヨウ素剤の服用について、必要なタイミングで迅速かつ混乱なく実施できるよう、調整機能を発揮する。	官邸チーム医療班が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達 避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要に応じた、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等に係る支援 安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握	
	健康調査・管理担当業務	公衆の被ばくに関する情報を一元的に集約し、迅速かつ正確に共有する。	公衆の被ばく線量の把握 原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と協議・調整 健康相談窓口開設のための協力等	

オフサイトセンター運営訓練 主要活動項目・実績目標・活動検証要素 <作成事例>

(8) OFC実動対処班

訓練目標	OFCの立上げ及び運営（現地事故対策連絡会議の運営、原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、関係機関との具体的対策の検討、調整等ができる。				
訓練のポイント	[1] OFCに国・道府県・関係市町村及び防災関係機関から予め定められた要員が参集し、体制を構築 [2] 事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害（地震）における防護措置の実施方針の調整・確認をOFCで実施（ブライント型訓練） [3] 現地事故対策連絡会議（SE段階）や原子力災害合同対策協議会（GE段階）の開催タイミング・内容の設定、会議資料の作成を訓練対象者にて計画・実施 [4] 全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）は、予め準備したひな形をもとに、訓練中の付与を踏まえて訓練対象者にて状況確認・内容修正				青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正 黄色ハイライト：当該訓練の目標・ポイントを踏まえ、重点を置く活動検証要素を明示
実施主体	主要活動項目 （原子力災害時に実施すべき事項）	実績目標	活動検証要素	訓練におけるチェックポイント	
機能班共通	機能班設置 基本活動（各班活動の種々の機能要件を含む）	設備・資機材・備品等の立ち上げ準備、設置後の体制確認及び役割分担までを適切に行う。 OFC内外の各機関・組織と連携し、予め定められた機能班の役割と機能を発揮する。	緊急設置する設備、資機材、備品等立ち上げ準備 各機能班の体制確認 各機能班活動の役割分担 各機能班への活動指示 意思決定に必要な情報の収集 情報整理・協議会内共有 情報分析 （自機能班の活動に関する）意思決定、調整 他機能班・他組織への情報発信、情報伝達	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック ----- <AL> 防災専門官、道府県、運営支援業者によるOFC立上、事故現地警戒本部の設置 <SE> エマージェンシーコールを受けて要員参集 順次参集する要員との情報共有、業務分担再調整 国の班長要員到着後の引継ぎ -----	
実動対処班	総括担当業務	住民避難、緊急輸送等に関して、実動組織が効果的に連携できるよう、情報共有と総合調整機能を発揮する。	オンサイト対応及びオフサイト対応に関する実動組織の状況に関し、現地各機能班に情報共有 現地各機能班で立案する計画に基づき、実動組織の関与が必要な事項について実動組織との連絡・調整	ハイライト箇所を重点に実施有無、迅速性、十分性をチェック (防護措置の実施方針案について住民安全班と連携)	

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート<作成事例>

【情報収集事態・警戒事態】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催〔ERC（官邸：模擬）- 道府県庁 - OFC - 市町村〕し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	--

情報収集事態・警戒事態

プロセス評価基準	<p>事故現地警戒本部の設置準備</p> <p>OFCの立ち上げ作業を実施したか。</p> <p>OFCの運営支援業者及び道府県に対して、速やかにOFCの立ち上げ作業を支援するよう要請を実施したか。</p> <p>運営支援業者に対し、可能な限り速やかに原子力防災設備・機器の異常の有無の点検を行うよう要請を実施したか。</p> <p>道府県に対し、速やかに非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検を行うよう要請を実施したか。</p> <p>点検の結果、機能に異常が確認された場合には、復旧作業を行うよう要請を実施したか。</p> <p>運営支援業者又は道府県と連携して、OFCに係る設備等の機能確認し結果を事故警戒本部運営支援班に報告を実施したか。</p> <p>以下の設備等についても機能確認を開始するよう要請を実施したか。</p> <p>敷地内外のモニタリングポスト（テレメーター及び非常用電源装置を含む。）（実施者：道府県及び電力事業者）*</p>
----------	--

排気筒モニタ（実施者：電力事業者）
衛星電話、固定電話（実施者：道府県）
FAX機器（実施者：道府県及び電力事業者）
* 上席放射線防災専門官と連携して実施

事故現地警戒本部の設置

事故現地警戒本部を設置し、以後、OFCにおいては、情報収集事態又は警戒事態に対応する事故現地警戒本部として活動を実施したか。

関係地方公共団体等との情報共有体制

原災マニュアルに規定する関係地方公共団体及び電力事業者に対して、事故現地警戒本部に対する随時の情報共有体制を整備するよう依頼するとともに、事故現地警戒本部を設置したこと及び今後の連絡先の連絡を実施したか。

警戒事態が発生した場合には、PAZ内の関係地方公共団体に対し施設敷地緊急事態要避難者（以下「要避難者」という。）等の避難準備要請を実施したか。

OFCの入館管理及びセキュリティ対策

関係者以外の入館は、事故現地警戒本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、関係者の出入口以外は施錠して立入禁止又は開閉禁止の表示を実施したか。

情報の収集及び報告・共有

収集した情報は、随時、事故警戒本部総括班又はプラント班とテレビ会議システム、電話、FAX、原子力防災活動情報システム（以下「活動情報システム」と略）等により報告し、情報の共有を実施したか。

事故現地警戒本部は、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関との連絡手段を確保し、これら関係機関との相互の緊密な連絡体制の維持に努め、情報の共有を実施したか。

広報

事故現地警戒本部は、情報収集事態又は警戒事態の発生後、事故警戒本部総括班が約30分ごとに作成する広報資料を用いて、関係地方公共団体、現地報道機関宛て発信を実施したか。

事故現地警戒本部における記録保存

収集した情報及び収集した時刻や事故警戒本部に報告した情報及び報告した時刻についての経過概要を記録して整理保存を実施したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート < 作成事例 >
【OFC 総括班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催 [ERC（官邸：模擬） - 道府県庁 - OFC - 市町村] し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

総括班 [OFC の運営管理 / 原子力災害合同対策協議会運営 / 国・道府県・関係市町村との連絡・調整]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>主要活動ボード（クロノロジー）作成を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。資料の記録・保管を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地対策本部長、副本部長等の補佐業務を実施したか。</p> <p>OFC 活動全般の管理を実施したか。</p> <p>運営支援班と連携し、防災活動資料、設備、備品状況の準備と確認を実施したか。</p> <p>各機能班の情報の集約及び共有等総合調整を実施したか。</p> <p>現地各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報とりまとめ、及びこれら情報等に係る資料作成を実施したか。</p> <p>本部長の指示等の各機能班、地方公共団体等への周知を実施したか。</p> <p>重要事項に関する総合調整を実施したか。</p> <p>入手した情報について関係機能班に共有したか。</p> <p>ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。</p> <p>施設敷地緊急事態における役割</p>
----------	--

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の開催、運営と事務（資料とりまとめ、議事録作成）を実施したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の開催、運営と事務（資料とりまとめ、議事録作成）を実施したか。

上記開催・事務処理後、不参加関係先への決定事項の伝達を実施したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート < 作成事例 >
【OFC 運営支援班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催 [ERC（官邸：模擬） - 道府県庁 - OFC - 市町村] し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

運営支援班 [OFC の環境整備 / 通信回線の確保 / 参集要員の食料等の確保]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>OFC 受付、入退管理を実施したか。立入制限を実施したか。</p> <p>館内要員の食料等の調達および配布、仮眠室確保、勤務ローテーション管理等の健康管理を実施したか。</p> <p>OFC の活動環境管理を実施したか。（会議用機材、OA 機器、通信機器、プレスルーム、事務用品等）</p> <p>OFC の各種通信・システム回線の確保、維持、管理を実施したか。</p> <p>備蓄品を含む資機材の維持、管理を実施したか。</p> <p>OFC における被ばく管理（放出後の出入管理）を実施したか。</p>
----------	---

入手した情報について関係機能班に共有したか。

ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。

施設敷地緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

O F C 要員参集状況の再確認を実施したか。追加支援要否を総括班と協議し、（必要に応じ）E R C 運営支援班に支援要請を実施したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート<作成事例>
【OFC 広報班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催〔ERC（官邸：模擬）- 道府県庁 - OFC - 市町村〕し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	--

広報班〔報道機関への対応 / 国・道府県・関係市町村との情報共有 / 住民からの問い合わせ等への対応〕

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>現地プレスへの発表を準備したか。ERC 広報班、事業者と調整を実施したか。</p> <p>以下の情報収集を実施したか。必要に応じERC広報班へ伝達、対応調整を実施したか。</p> <p>○報道内容のチェックを実施したか。</p> <p>○自治体等の住民への広報実施状況を確認したか。</p> <p>地方公共団体が実施する一般からの問い合わせ対応の支援（プレス対応資料の共有等）を実施したか。</p> <p>地方公共団体との連絡手段を確認し、官邸での記者会見情報及びOFC から発表さ</p>
----------	---

れる情報を伝達したか。連絡手段が不可の場合には、代替手段の確立を実施したか。
入手した情報について関係機能班に共有したか。
ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。

施設敷地緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

現地プレス発表は、E R Cからの要員参集、整備まではE R C発表資料の配布のみを基本とし実施したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

原子力事業者に対して、プラントの状況等についての記者会見を行うよう要請を実施したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート<作成事例>
【プラントチーム】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催〔ERC（官邸：模擬）-道府県庁-OFC-市町村〕し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

プラントチーム [事故情報の把握及び進展予測 / プラント状況に係る情報共有]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（クロノロジー / 活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>現地派遣の原子力運転検査官と連携し、原子力施設の事故状況の把握を実施したか。施設基本情報の収集、整理を実施したか。</p> <p>緊急時対策所、後方支援拠点の体制、活動状況把握を実施したか。</p> <p>広報班へ、施設説明資料の提供を実施したか。プレス対応に協力を実施したか。</p> <p>OFC 各機能班へ原子力施設の状況に関する情報提供を実施したか。</p> <p>ERC プラント班との情報共有を実施したか。</p> <p>入手した情報について関係機能班に共有したか。</p>
----------	--

ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。

施設敷地緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート < 作成事例 >
【OFC 住民安全班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催 [ERC（官邸：模擬） - 道府県庁 - OFC - 市町村] し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

住民安全班 [避難指示、区域の設定・管理に係る調整 / 住民避難状況に係る情報収集 / 輸送に係る調整]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段等）の収集、整理を実施したか。</p> <p>住民安全班各担当が実施する業務に関する情報の集約、班内情報共有を実施したか。</p> <p>会議資料についての作成指示・確認は実施したか。</p> <p>住民避難・屋内退避等の指示の地方公共団体への伝達状況の確認を実施したか。</p> <p>住民避難等状況及び救助、救急活動に関する状況の把握及び活動調整を実施したか。</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保又は滞在している要避難者に対する物資等の支援）等を実施したか。</p>
----------	---

避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調整に関する地方公共団体から国への要望聴取を実施したか。

地方公共団体の要望をERC住民安全班への伝達を実施したか。

入手した情報について関係機能班に共有したか。

ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。

施設敷地緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

全面緊急事態に備え、全面緊急事態に係る実施方針案を作成し、機能班、道府県、関係市町村等と内容の調整を実施したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

E R C 総括班からの公示案・指示案を受け原子力災害合同対策協議会で周知徹底を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート<作成事例>
【OFC 医療班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催〔ERC（官邸：模擬）- 道府県庁 - OFC - 市町村〕し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	--

医療班 [被災者の医療活動の調整 / 避難退域時検査・除染 / 原子力災害医療に関する情報収集]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>原子力災害拠点病院及び協力機関の稼働、被ばく患者の受入、搬送された傷病者数、傷病程度等の情報収集・整理、関係先との情報共有を実施したか。</p> <p>原子力災害医療派遣チーム、専門派遣チーム等要員の派遣先調整を実施したか。</p> <p>避難退域時検査又は避難退域時検査に準ずる検査、簡易除染等の要員・資機材に関する支援をERC医療班に（必要な場合）依頼し、要員・資機材の配置を調整したか。</p> <p>各医療機関が、それぞれの役割 を実施できるように支援を実施したか。</p> <p>（ : 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構、（独）国立病院機構、国立大学病院、及び被災地域外の地方公共団体等と協力）</p> <p>避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、O I L 4 超過者数等）の把握と、E R C 医療班への報告を実施したか。</p>
----------	---

緊急時モニタリングの結果等に基づく公衆の被ばく線量の推計、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して支援を実施したか。

自治体の健康相談窓口の設置を確認したか。

避難住民等のため、安定ヨウ素剤、医師、薬剤師の確保等の支援を実施したか。

安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況の把握を実施したか。

入手した情報について関係機能班に共有したか。

ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。

施設敷地緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

道府県災害対策本部の緊急時医療体制の準備状況の把握を実施したか。E R C 医療班への報告を実施したか。

P A Z の施設敷地緊急事態要避難者が安定ヨウ素剤を携行して避難したことを確認したか。

全面緊急事態の安定ヨウ素剤服用に備えて、P A Z ・ U P Z 内の地方公共団体へ配布準備の連絡を実施したか。

地方公共団体から原子力災害医療派遣チームの派遣要請があった場合、E R C 医療班に伝達を実施したか。直ちに原子力災害医療派遣チームを編成し、現地に派遣を実施したか。

原子力事業者等から、被ばく医療機関等への輸送の支援要請があった場合、搬送先の調整を行い、実動対処班に伝達を実施したか。被ばく患者に関する情報（容態、推定被ばく線量等）を受入医療機関に連絡を実施したか。

原子力施設作業員及び防災業務従事者の被ばく線量、傷病者の発生状況を把握したか。原子力事業者に、被ばく線量管理の適切な実施を指導したか。原子力事業者単独で原子力災害医療を行うことが困難な場合には、被ばく患者の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋の協力するよう調整を実施したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

P A Z の住民が安定ヨウ素剤を服用して避難したことを確認したか。

避難退域時検査場所の設置準備に係る関係機関との調整を実施したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート < 作成事例 >
【OFC 放射線班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催 [ERC（官邸：模擬） - 道府県庁 - OFC - 市町村] し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

放射線班 [EMCとの連絡調整]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>地元气象台から最新の気象情報の収集を実施したか。</p> <p>入手した情報について関係機能班に共有したか。</p> <p>ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。</p> <p>[総括担当]</p> <p>緊急時モニタリング実施計画の内容、EMCから提供されたモニタリング結果について、OFC内で共有、補足説明、資料配布を実施したか。</p> <p>[放射性物質汚染対策担当]</p> <p>住民や対応職員の放射線障害防止に関する指導、助言を実施したか。</p> <p>除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整を実施したか。</p>
----------	--

施設敷地緊急事態における共通役割

事態進展に備え、活動計画の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

全面緊急事態における共通役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート < 作成事例 >
【OFC 実動対処班】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催 [ERC（官邸：模擬） - 道府県庁 - OFC - 市町村] し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

実動対処班 [実動省庁又は国原子力災害対策本部実動対処班との連絡調整]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>班参集要員の確認（役割分担）と総括班への報告を実施したか。</p> <p>活動情報システムへの入力を実施したか。（活動の記録・保管）を実施したか。</p> <p>順次参集した要員へ情報共有を実施したか。</p> <p>班長到着後、引き継ぎを実施したか。</p> <p>現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への出席と報告を実施したか。</p> <p>最寄りの実動組織の連絡先、体制の把握と連絡方法の確立</p> <p>オンサイト、オフサイト対応（避難支援、緊急輸送、物資調達・供給活動）に係る実動組織の活動状況の把握とOFC内で共有を実施したか。</p> <p>OFC各機能班が立案する計画について、関与が必要な事項について、実動省庁や官邸・ERC実動対処班と連絡・調整を実施したか。</p> <p>避難経路の安全を確認しているか。</p> <p>物資調達・供給活動及び緊急輸送に関する計画の作成を実施したか。</p> <p>入手した情報について関係機能班に共有したか。</p> <p>ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。</p> <p>施設敷地緊急事態における役割</p>
----------	---

事態進展に備え、活動計画（広域支援体制を含む）の策定を実施したか。

現地事故対策連絡会議の資料を作成し、総括班に提出したか。

避難経路、中継点、避難先の確保に関して支援の準備を実施したか。

被ばく患者等の輸送先の調整は医療班が実施するが、医療班からの伝達により、輸送支援を緊急輸送関係省庁へ要請を実施したか。

避難に関し、（必要に応じて）警察車両等の先導を依頼したか。また、給油に制約がある場合には、資源エネルギー庁と連携し、給油可能な給油所等の情報をバス事業者等に伝達を実施したか。

（必要があれば）E R C実動対処班と連携し、緊急輸送関係省庁へ輸送支援を依頼したか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、活動計画の再策定を実施したか。

原子力災害合同対策協議会の資料を作成し、総括班に提出したか。

オフサイトセンター運営訓練 評価チェックシート<作成事例>
【緊急時モニタリングセンター】

【留意事項】

チェック項目は、一般的な活動事項を定めたものであり、訓練では、想定として省略されているものやコントローラからの状況付与によるものがありますが、その部分は評価の対象外としてください。

訓練目標	オフサイトセンターに、国、道府県、市町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と防護措置の実施方針の調整・確認を行う。
------	--

主要活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターへの要員参集訓練（道府県、市町村、国の機関等） ・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理 ・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有 ・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整 ・ 全面緊急事態への進展に備え、OFC が中心となって全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成する場合の手順確認 ・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会全体会議（EAL(GE)段階）を開催 ・ 情報共有に係る会議を開催〔ERC（官邸：模擬）-道府県庁-OFC-市町村〕し、防護措置の実施方針の確認・調整
--------	---

E M C [緊急時モニタリング実施計画に基づく測定の実施 / モニタリング結果の取りまとめ・報告]

プロセス評価基準	<p>施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における共通役割</p> <p>[企画調整 G r]</p> <p>緊急時モニタリング実施計画案の修正をしたか。</p> <p>指示書・作業手順書の作成をしたか。</p> <p>緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案をしたか。</p> <p>E R C への動員要請リストの作成及び要請をしたか。</p> <p>E M C 構成機関が行う E M C 構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集を実施したか。</p> <p>E M C の全ての文書の原本管理（作成、発出、E M C へ送付された全ての文書）を実施したか。</p> <p>E M C の運営支援を実施したか。</p> <p>[情報収集管理 G r]</p> <p>緊急時モニタリング測定結果の整理をしたか。</p> <p>緊急時モニタリング測定結果の関連情報の整理を実施したか。</p> <p>O F C 放射線班から提供されるモニタリング地点周辺状況・気象情報等の共有を実施したか。</p>
----------	--

妥当性確認における測定分析担当への再確認の連絡を実施したか。

E M C の活動内容の記録をしたか。

E M C 内の情報伝達（情報共有）を実施したか。

E R C 放射線班との情報伝達を実施したか。

O F C 放射線班との情報伝達を実施したか。

情報共有システムの維持管理を実施したか。

異常値への対応を実施したか。

テレメータシステムの維持管理を実施したか。

ホワイトボードや地図は有効に活用できたか。

施設敷地緊急事態における役割

E M C 設置に係る宣言・連絡及び要員、資機材の参集要請等を実施したか。

E R C 放射線担当への参集状況の報告を実施したか。

事態進展に備え、緊急時モニタリング実施計画の改定案の修正をしたか。

全面緊急事態における役割

事態進展に備え、緊急時モニタリング実施計画の改定案の修正をしたか。

「GE実施方針の作成」を検証する本部運営訓練のプロセス評価シート < 作成事例 >

青字：道府県が実施する当該訓練に応じて内容を修正

本シートの活用方法	「GE実施方針の作成」を主要活動項目として、着手～案のセット～実行管理までの一連のプロセス評価を行う 主な対象時間帯は、10条要請文の受信～現地事故連（内閣府副大臣到着後）～緊急事態宣言発出～その後の対応訓練対象者に期待する活動との乖離、状況確認・内容修正等の活動の実施有無を検証し、観測された内容や気づきを記録
-----------	---

実施方針の作成プロセス		訓練におけるチェックポイント		
活動検証要素	プロセス評価基準	期待する活動	観測された活動・気づき	
[1] 作成の着手	ERCオフサイト総括の要請を受けてGE実施方針の作成に着手したか。	ERCオフサイト総括からの要請受信をトリガとして、OFC住民安全班長（代理）より班員へ作成着手指示		
[2] 作成の指示・進捗管理	班長・副班長は、GE実施方針の作成のための活動指示・進捗管理を行っているか。	OFC住民安全班長等による適時の指示・進捗管理 現地事故対策連絡会議（内閣府副大臣到着後）にて案を提示		
	徐々に参集する要員に対し、情報共有や役割分担の再調整を行ったか。	SE段階のエマージェンシーコールで参集する国要員へのブリーフィング		
	実施方針の作成状況について、内容のチェック、適時の国への報告・連絡調整を行っているか。	住民安全班長・副班長 班員 住民安全班 事故対策本部（ERC）		
[3] 状況確認・内容修正	基礎情報	実施方針の作成にあたり、ベースとなる下記情報の収集・整理を行ったか。 ・自然災害による周辺地域の被害状況 ・自然災害への国、道府県、市町村、実動組織による対応状況 ・気象情報、PAZ・UPZ内の地域住民の動向 など	住民安全班（道府県現地本部） 道府県本部 住民安全班（市町村連絡員） 市町村本部 住民安全班 OFC内他機能班 など	
	対象者数	PAZ・UPZ市町村へ、対象人数及び対象世帯数の確認を実施したか。 ・一時滞在者の把握 ・SE要避難者の避難状況の考慮（PAZ内対象人数から除外が必要）	住民安全班（市町村連絡員） 市町村本部	
		（阻害要因の内容を記載）において、PAZ・UPZ市町村からの回答をもとに、内容の修正を実施したか。	[ひな型P4に反映]	
	PAZ防護措置	避難の実施計画	PAZ市町村へ、下記事項を確認したか。 ・バス集合場所の使用可否、可の場合には開設準備状況 ・避難先の使用可否、可の場合には開設準備状況 計画変更が必要な場合の代替策を立案したか。	住民安全班（市町村連絡員） 市町村本部 住民安全班 PAZ市町村
			（阻害要因の内容を記載）において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	[ひな型P5・7に反映]
		避難経路	各関係機関へ、下記事項を確認したか。 ・避難経路に関する通行不能箇所の有無 ・有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処 予定していた避難経路が使用できない場合の代替策を立案したか。	住民安全班 道路管理者 住民安全班（道府県現地本部） 道府県本部 住民安全班（PAZ市町村連絡員） PAZ市町村本部 住民安全班 PAZ市町村
		（阻害要因の内容を記載）において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	[ひな型P6・8に反映]	
	移動手段	「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、移動手段の確保状況を確認したか。 ・バスの調達可能台数、乗車場所・避難経路・輸送先 ・バスによる円滑な避難のための措置 （運転手等の放射線防護対策、給油体制の確保等） 道府県内で輸送手段を確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備として、実動組織への支援要請を行ったか。	住民安全班（道府県現地本部） 道府県本部 協定先等 住民安全班 実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）	
		（阻害要因の内容を記載）において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	[ひな型P9に反映]	
	安定ヨウ素剤	PAZ市町村へ、下記事項を確認したか。 ・バス集合場所での安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合には準備状況 ・自家用車避難者に対する安定ヨウ素剤の配布場所（最寄りのバス集合場所）	医療班（PAZ市町村連絡員） PAZ市町村本部	
		（阻害要因の内容を記載）において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	[ひな型P10・11に反映]	
	留意事項	PAZ避難の実施にあたり、留意すべき事項を確認・調整したか。	住民安全班 事故対策本部（ERC）	
避難を円滑に行うための対応策を、確認・調整したか。 ・ヘリからの映像伝送による道路渋滞の把握、避難車両の誘導 ・主要交差点等における交通整理・誘導・規制 ・交通情報板等を活用した広報等の交通対策 避難所等の開設準備状況を、確認・調整したか。[再掲]		住民安全班 警察 住民安全班（道府県現地本部） 道府県本部 住民安全班（市町村連絡員） 市町村本部		
避難先で必要となる物資等の確保状況を、確認・調整したか。 ・避難先であるホテルからの生活物資の提供 ・（道との）災害時協定締結事業者からの流通備蓄の提供 ・避難先自治体による備蓄の提供 ・日赤北海道支部の備蓄を、道トラック協会の協力を得て避難先等に搬送		住民安全班（道府県現地本部） 道府県本部		

実施方針案の作成プロセス		訓練におけるチェックポイント	
活動検証要素	プロセス評価基準	期待する活動	観測された活動・気づき
	物資・燃料が不足する場合の対応として、国へ要請を行ったか。 (阻害要因の内容を記載)において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	住民安全班 事故対策本部(ERC) 物資関係省庁 (総務省・厚労省・農水省・経産省) 【ひな型P12・13に反映】	
UPZ 防護措置 実施計画	屋内退避の実施計画 UPZ市町村へ、下記事項を確認したか。 ・(自宅にて屋内退避の実施が困難な場合に備え)近隣の指定避難所等の開設有無、開設している場合には箇所数とその名称 ・観光客等一時滞在者の状況確認 確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 【ひな型P14に反映】	
	留意事項 屋内退避を確実にするための対応策を確認・調整したか。	住民安全班 事故対策本部(ERC)	
	屋内退避先で必要となる物資の確保状況を、確認・調整したか。 ・関係市町村における食料及び生活物資等の備蓄状況 ・道府県内の全市町村、協定締結事業者からの食料及び生活物資等の融通・供給	住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部	
	物資が不足する場合の対応として、国へ要請を行ったか。 (阻害要因の内容を記載)において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	住民安全班 事故対策本部(ERC) 物資関係省庁 (総務省・厚労省・農水省・経産省) 【ひな型P15に反映】	
対象住民への周知に 当たったの考慮事項	一般住民の避難等の指示の広報において、留意すべき事項を確認・調整したか。 共通：複数手段による住民への確実な周知、放出なし、落ち着いた行動の呼びかけ PAZ：自家用車避難における近隣住民との乗り合わせの推奨 UPZ：自宅内又は近隣避難所での屋内退避 (阻害要因の内容を記載)において、確認・調整結果や代替策をもとに、内容の修正を実施したか。	住民安全班 事故対策本部(ERC) 住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 【ひな型P16に反映】	
[4] 案のセット	現地事故対策連絡会議に「GE実施方針(案)」を提示し、関係機関の合意を得たか。	現地事故連にて案を提示	
[5] 発動・実行管理	緊急事態宣言を受けてGE実施方針の発動が決定された後、実施方針に基づく避難等の実施状況の実行管理に着手したか。	合対協にて実施方針が発動となることを確認 その後、班内活動開始指示	
	(阻害要因の内容を記載)など、避難行動中の不測事態等への対応、必要に応じた実施方針の修正等を行っているか。	住民安全班 (道府県現地本部) 道府県本部 住民安全班 (市町村連絡員) 市町村本部 住民安全班 OFC内他機能班 住民安全班 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)など	